

令和7年度コンプライアンス推進計画に基づく取組実績について

令和7年度コンプライアンス推進計画(令和7年3月24日付け6農畜機第8390号。以下「推進計画」という。)に基づく取組実績は、以下のとおり。

1 コンプライアンス推進週間の取組

役職員が日々の行動を振り返り、コンプライアンスへの理解を深める機会として、上期及び下期の年度内2回のコンプライアンス推進週間を設置し、各種取組を実施した(推進計画第2の3)。

(1) 実施期間

- ア 上期：令和7年5月19日(月)～5月27日(火)
- イ 下期：令和7年11月4日(火)～11月12日(水)

(2) 取組内容

ア 教育資料の視聴

令和6年度に寄せられた対人(ハラスメント)関係の相談内容、同年度コンプライアンス推進会議(令和6年9月4日開催)で寄せられた研修テーマに関する提案及び同7年4月1日から東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の施行を踏まえ、上期に以下のハラスメント防止対策に関する動画コンテンツ(2種類)の視聴を実施した。

	対象者*	教育資料
上期	役職員 241名	・カスハラ未然防止のために～ ①初期対応の大切さ、②B to Bカスハラ対策 ・上司と部下の対等なコミュニケーション (東京都産業労働局「TOKYO ノーハラ企業ナビ」)

※ 臨時職員を含み、業務監査室職員、休職中の職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。

イ コンプライアンスチェック(○×式10問)

役職員のコンプライアンスに関する理解度を点検するため、事務局採点方式によるコンプライアンスチェックを実施した。

	対象者*	実施率	平均点
上期	役職員 222名	98.6%	9.3点
下期	役職員 224名	100.0%	9.0点

※ 臨時職員、休職中の職員、出題者である業務監査室職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。

ウ コンプライアンスカードの配付

上期は「利害関係者との会食時のルール」、下期は「利害関係のある事業者等の皆様へ～倫理の保持にご協力をお願いします～」と題したカードを作成し、役職員に配付した。

エ キャッチフレーズの募集

役職員がコンプライアンスを身近に考える機会として、上期にコンプライアンスに関するキャッチフレーズを募集した。16名から37作品の応募があり、入選作品11点を選定の上、その中から以下のとおり最優秀賞作品、優秀賞作品それぞれ1点を選出した。

最優秀賞作品については、イントラネットに掲載するほか、コンプライアンス推進週間のポスターで活用するとともに、入選作品11点については、7月から12月にかけて各月の第一業務日に各自のPCへのポップアップ表示を通じて紹介した。

【最優秀賞】相談は 迷う心の 道ひらく

選定理由：自分の中であれやこれや考えることはもちろん大切であるが、時に思考の袋小路に入り込み、なかなか結論を出せなかったり、迷っているうちに期日が迫っていたりすることもあるため、思い切って周囲に相談することで、解決策や違う道筋が見えてくることがある。業務などで悩みや迷うことがあれば、一人で抱え込まずに勇気を出して周囲に相談することが大切である。

【優秀賞】風通し 普段の会話の 積み重ね

選定理由：日々のちょっとした雑談や何気ない会話は、時に場の雰囲気や和らげ、意見や相談のしやすい職場環境の形成に役立つ。気軽な対話の積み重ねにより、お互いへの信頼や安心感が生まれ、ひいては風通しの良い職場につながることから、まずは、挨拶など日々の積み重ねが大切である。

オ 各自PCへのポップアップ表示を活用した事例等の紹介

上期は、他法人のコンプライアンス違反事例について、下期は、出張や懇親会等に際する利害関係者間との注意事項について具体的事例を交えて各自のPCへのポップアップ表示を通じて紹介した。併せて、上下期ともにコンプライアンス推進相談等窓口およびなんでも相談デーの実施について周知した。

カ その他

各部室・事務所における啓発ポスターの掲示及びコンプライアンス推進週間初日の館内放送により、コンプライアンス推進週間の周知及びコンプライアンス推進に対する役職員の意識啓発を図った。

2 コンプライアンスの推進に関する研修

倫理の保持、個人情報の保護、ハラスメントの防止等に関する研修を実施した（推進計画第2の4）。

(1) 新規採用職員等に対する研修

講師	主な内容	実施日
コンプライアンス 委員会事務局	・コンプライアンスの基礎知識 ・機構におけるコンプライアンス推進体制 ・コンプライアンス推進相談等窓口について	令和7年4月3日（9名）
		令和7年10月2日（1名）

(2) 新任管理職員に対する研修

講師	主な内容	実施日
コンプライアンス 委員会事務局	・機構におけるコンプライアンス推進体制 ・コンプライアンス推進に向けた具体的取組と管理職の役割	令和7年4月23日（1名）
		令和7年7月18日（2名）
		令和7年10月15日（1名）

(3) コンプライアンスに関する研修（外部講師研修）

講師	主な内容	実施日
株式会社インソース 栗原 俊哉講師	ハラスメント防止の基本と実践	令和7年12月16日

3 コンプライアンスに関する認識度調査及び風通しの良い職場づくり等のための自己点検

機構におけるコンプライアンスの推進状況を点検するとともに、管理職員と管理職以外の職員との間の認識のずれ等を把握するため、職員を対象に、調査票を用いた無記名アンケートによるコンプライアンスに関する認識度調査を実施した（推進計画第2の1）。

また、全ての役職員を対象に、風通しの良い職場づくり等のための自己点検を併せて実施した（推進計画第2の2）。

4 コンプライアンス推進相談等窓口の運営状況

コンプライアンスの推進を妨げる行為の防止、当該行為が発生した場合の早期の発見及び解決を図るため、機構の内部及び外部にコンプライアンス推進相談等窓口（以下本項において「相談窓口」という。）を設置し、相談窓口の周知等を実施した（推進計画第1の3）。

(1) 相談窓口の周知

- ア 相談窓口の利用実績及びリーフレット・相談事例を四半期末月の翌月（4月、7月、10月及び1月）に電子メールにより機構内に周知した。
- イ イン트라ネットのコンプライアンスコーナー、コンプライアンス推進週間の周知メール、コンプライアンスカード及び各部室等に掲載するポスターに相談窓口の連絡先を掲載した。
- ウ 1（2）ウのコンプライアンスに関する外部講師研修において、ハラスメント等コンプライアンスに関する相談や悩みがある場合は相談窓口の利用を促した。
- エ 1（3）のコンプライアンスに関する認識度 調査等のフィードバックにおいて、コンプライアンスの推進を妨げる事象がある場合は相談窓口に相談するよう促した。
- オ このほか、新規採用職員等に対するコンプライアンス研修において、相談窓口を紹介した。

(2) 「なんでも相談デー」の実施

相談窓口の利用拡大を図るため、令和5年度から引き続き「なんでも相談デー」を設け、「なんでも」相談可能である点をより強調して電子メール及びイントラネットを通じて周知するとともに、毎月2回、日を指定して実施した。

(3) 相談窓口の利用実績（令和7年4月～同8年2月）

- ア 内部相談窓口：17件（うち「なんでも相談デー」4件）

（内訳）ハラスメント（対人）関係	2件（同0件）
倫理関係	9件（同1件）
その他	6件（同3件）
- イ 外部相談窓口：1件

（参考）令和6年度

- 内部相談窓口：13件（うち「なんでも相談デー」6件）

（内訳）ハラスメント（対人）関係	5件（同2件）
倫理関係	4件（同1件）
その他	4件（同3件）
- 外部相談窓口：1件